

己巳  
中外新聞

自三十一  
至三十八

服部文庫  
117  
92  
4





官准

明治二年己巳

中外新聞

至第

三十一  
三十八

號

堂記

表



イ17  
92  
4

中外新聞第三十一號

明治二年己巳九月六日

東京出版



貧院取建方の儀に付建白書

中葉以来政途の否塞已に極まれり今や普率一元に帰して天下億兆をして復竟日を仰がしむるハ實に千歳一時の大幸と謂べし今茲 鳳輦東に巡り 皇政隆に真り官署大小備たり貧院も芝廼に於て追々設け為の由傳承仕以乍恐 朝廷に涉多端に於て在官負も未だ力を貧院に竭すの暇なき故歟尚乞丐益々多く或ハ痲疾の者路頭に顛轉せり是れ至



仁の赤く遍りらざる処あるのこころを以て外國に對しても  
御国辱と可相成小冀くハ今一層力を貧院に加へられ彼の  
無告の者を救ひ 聖光を四方異域に耀りさんことを是  
河東幸中第一の急務と存小右貧院に造営三都ハ勿論諸  
藩諸縣悉く設け奉為在交存小

復按ずるは旧幕浮浪の徒口腹の養ふ窮し深笠を蒙り檻樓  
を着し袖乞する者多く有之彼等昨日ハ順逆を失する幕臣  
かゝるも今日普率の秋の方で一民も覆育の者非ざらんや  
然バ則ち宜当の法処置も可有之事と存小然れども彼等  
猶面体を蒙ふは廉耻の心何る者よハへむ貧院法養ふも

不及儀と存小併し此條指置れ小時を畢竟如何なる惡事  
を為すも不計小間何卒夫之才藝を忘し少くは扶助等有  
之ハハ 天恩骨髓に徹し一際法用立可申存小右の如  
く一民も其所を得ざる者多き時を小盗大盗不禁して自ら  
止むに至るべし 臣等幸は 皇政隆興の時を遭逢し欣林の  
至り堪えは狂妄を顧び建白小冀くと維新の万一は補ひ  
何らんことを誠恐誠惶頓首謹言

規則

一院中男女并に癡疾の者其居所を分ち所長の業を授け且  
日課を命し検査を嚴ふし課に違ふ者を罰課を命ず尚違



子者ハ之を鞭つ

一 鰥寡或ハ幼稚を挈る者ハ十三を以て男女の別をふす十  
三以下を其親ハ従て入院す

一日課の給料六分ハ官ハ納め入費ハ供す即ち院の営繕窮  
人の衣服飲食等餘の四分を又二つハ分ち二分を積金と  
一分を典へて日用の小費ハ給せしむ

一 院中積金預りの局を設け百文以上の錢を預り一兩ハ満  
るとき多五分の利足を附す退院の後利銀を積金ハ併せ  
活計の財本と為さしむ

一 足の不具ある者ハ手の業をなさしむ手の不具ある者  
ハ足の業又ハ負擔等の業をなさしむ啞聾聾ハ皆之ハ  
準に

一 造営の地を東京中四ヶ所と定む一ハ東叡山一ハ番町一  
ハ芝辺一ハ本所辺と為すべし然るときハ日課の作業ハ  
便なり又各所蕪地多し之を開きて田園と為すも作業中  
の一なり

一 病者を病院ハ移して之を治せしむ

一 幼者ハ父母なき者ハ棄兒院の部ハ屬す棄兒院ハ貧院  
を畫し別區とする可ならん

一 院を出る時木牌を請て之を帯び入るとき又之を納む門



者之を以て出入を檢す木牌を失ふ者ハ罰あり  
 一 幼者ハ時限を定め筆術習字を教ゆるを要す  
 一 院を脱走する者を罪の最重と反其罰差有り  
 一 窮人の出処を檢し脱藩等の者ハ其故郷に返すべし  
 一 退院の節其職業を忘し官より其籍中に入らしむべし  
 一 市邑日乞丐は投ずる錢も亦夥るべし今貧人なきときハ施錢料として毎戸より之を納め院の費用に供せしむ其法一日は付家持四文地借り二文店借り一文村落に至て八十石高の者一文とす其餘之は準以寺院も檀下の多少は忘して出金を命ず

一 妓樓角抵演戲等凡て奢侈に属する處の税金を收めて病幼貧の院の入費に供す  
 一 豪農富高等葬祭に当り施行と稱し出金する者又有志の者救恤の爲出金する者尽く之を納めて入費に供す  
 一 院中掃除を嚴にすべく身体も沐浴を嚴にして清浄あらしむ可し

己巳八月

大聖寺藩  
 山田耒耜郎  
 同  
 梅田五月

集議院次官所中

○外國新聞



土耳其國と埃及國との不和を追々和平に成り

佛朗西帝ハ病氣快復し此程砂倫の地ニ趣き初代ナポレオ

ン帝の祭を行ひ都ニ歸着あり

埃地利國と亭漏生國との中をも佛帝の周旋より平和に

至まり亭漏生と佛國と戦争を止むき由の新聞あり

全く浮説あり佛帝を戦を好まず只漸次に隣國を服

従せしめ覇業を圖るの大志ありと云

支那と亞墨利加とハ條約滞り無く相濟するより北京より

佛國在留の支那使節へ報告あり

埃地利の使節バロンペツ支那を發し日本ニ着けり

キリメヤの戦争に砲隊の總督より有名の佛將レベウフ

此度軍事宰相に任ぜ

佛國の太子ナポレオンハエス海峡を見物の後、印度ト

出立をべ

亞墨利加のニウヨルクにて黄金の相場大に騰貴

魯西亞の軍船サガリンに來り兵士を上陸させ家を建て堡

を築きおどせし由の報告あり兵の數或は一千二三百人

と或ハ六百人と云ふ其實詳ならず

横濱新聞



五月廿二日より九月五日までの間輸出の高

生糸 三千五百八十五苞  
寅年卯年よりハ多く  
去辰年よりハ少シ

茶 百八十六万三千三百。二斤  
卯年と大凡同高  
寅年辰年よりハ少シ

諸品の賣買少き方あり然れども神戸ニ比し幾倍ある  
を知らん九月五日頃の大相場

砂糖 廣東口一番白 百斤ニ付 七ドル二五分七トル半

日 二番白 日 六ドル半々七トル

日 黒 日 四ドル半々 六ドル

米 廣東口 日 二ドル三五分 二ドル二

サイゴン口 日 二ドル五五分 二ドル半

中外新聞第三十二號

明治二年己巳九月十七日

東京出版

伊勢内外宮法遷座は祭礼無滞相済し由

今年々々神明社も廿一年目にては遷座の祭あり例年より

ハ殊ニ賑敷ク至リト云

主上近日横濱より 行幸あらせられ横須賀製鍊所をも

觀覽あるべき由

英吉利國の王子ハ過日横濱を出帆一程無く唐國北京より

支那帝の招待を受けし事



五十一日友人某より一葉の印紙を贈り文も福地櫻痴  
の自筆あるを試し舶来の石板にて摺らるあり妙辞玩ぶ  
日堪へ雅致愛すべしとゞども石版の刷印限あるを以て  
復多く獲べからば依て爰に附載して遠近好事の覧に便を  
作者も冥福を祈るが為に然れども既し貞珉の印し再  
び梨棗を費は恐くハ更し稗官の業障を深くそとく無  
うらんや觀自在菩薩のいほのうらハ慈眼を垂して妄語の  
罰を免らしませとて

再起金龍山机塚募疏

恭惟妄語之罪。釀三十世禍孽。摘隱之業。胎五百年冤血。  
况夫稗說傳奇。淫邪猥褻。七里霧中。巧構官關。方寸胸裡。  
暗現花月。可謂筆是架空之妖魔。机是外道の羅刹也。山  
東京傳。深感業縁。塵廢机於金龍山下。祈福田於菩薩面  
前。奈他功德薄如冰。宿劫深於淵。遊戲之因未滅了。机塚  
之碑已頽焉。現有稗官兩高手。小說雙名工。曰魯文道人  
假名垣先生。曰有人居士山々亭文宗。今代之京傳。東國  
之貫中。滑稽談天。啖壺忽出金龍。奇趣倒瀾。筆頭輒吐彩  
虹。而文海升沈。人情孤負。方兄寄絕交之書。窮鬼為斷金  
友。柳橋傳奇。不換束一袋糗。花巷析玄。難博得半椀酒。



類

疫神。骨類病狗。秋風吹膚先寒。單衣常垢。缺月照室  
夜明。板屋半朽。於此乎摸拜菩薩。泣訴情願。忽焉開善哉  
慧識。豁然得活路手段。欲起那類碑。救個窮面。明。修好  
事的善根。冥。到福海之彼岸。名簿募金。報疏請奠。嗚呼。  
大悲慈眼。實賜無量方便。萬福長者。勿吝若干施錢。我聞。  
學士死後處。匹作家冥間坐盡。為七生無手之人。為永劫  
那落之鬼。諸佛咨乏修典秀才。十王嗟欠陰間太史。今如  
人居士。現世落魄。已陷於餓鬼道底。冥府登庸。果坐於森  
羅殿裏。任閻羅王三與。除羅刹省半事。聽訟具供。按律批  
筆。威嚴赫赫。衣冠巍巍。不可仰視。必矣。靜觀。世間多少信

者。自他悉皆俗質。蒲團上工夫。未到即身成佛。屏風內止  
觀。固非波羅秘密。當他踰陰閔對函廷之日。道人案簿。居  
士翻冊。暗算募金。曰。某正金幾圓。須坐何的樂天。某措幣  
幾枚。當登何的寶臺。如某者。一錢不投。一紙不捨。嘗何  
的挫燒。受何的歐打。素其報也。然則。閻廷之中。寬。亦閔於  
寒暄乎。曰。不許賄賂入鬼門。乃大書於坊巷。曰。此處小便  
無用。奉勸募簿大檀那。風流賢社長。作善奉行。明治二年  
己巳九月初三日。江戶貧士櫻痴泥隱福地萬世尚甫氏  
撰併書

○美濃國。丁一揆。平定。世一事



七月中旬美濃國土岐郡の數ヶ村にて土民一揆を起し其  
人数千人許りも及び近村を勿論其事諸方より聞えて頗る  
騷動を及び、ゴ名古屋藩岩村藩其外諸家の兵追々繰出  
し、成り鎮撫行届き不日静謐を及べりと云ふ前の三十  
号に記せし信州の騷動も最早平定せし由あり

○鹿兒島藩の願書

頃日傳承仕の處賈金天下に布満し萬民をれが為一方を  
らず困苦を蒙り刺へ外國人より種々此難題に立於  
朝廷必至此配慮を有在に趣き恐縮に然るに内實ハ當藩に  
おいて鑄造仕の倭相違無此座に抑通室私鑄の禁を不易の

大法よりして犯すべくらざるハ必然よ此處舊幕府の政名分  
紊乱一道の以て履む可き無く法の以て取るべき無く終に  
干戈を開き復古の今日に至らせられに程の形体に有之、具  
に既往の次第に上へハ一國に皇國恢復の表目上より  
して闔國獨立割拠の断決を及び專行仕に畢竟東西奔命の  
疲勞莫大よて財尽き途窮り百方訴ふる所を知らず所謂大  
行細謹の格言も有之、實に前後不得止の至情よて天地無愧  
の心底よいへ共大權帰朝、信賞必罰、名正言順の時、當り  
殊に前條一大事の由國害を醸し、いよ付てハ大罪遁るべり  
ら守畏縮の仕合よ此座に間此上ハ明白に情状を陳述し



天裁を仰きまするの外を此座は旨今般中進み越り此座は二付  
速よは評議する在法所置と成下は松を願はは段中上は以上

八月廿四日

鹿児島藩公用人  
姓名

### 辨官 市中

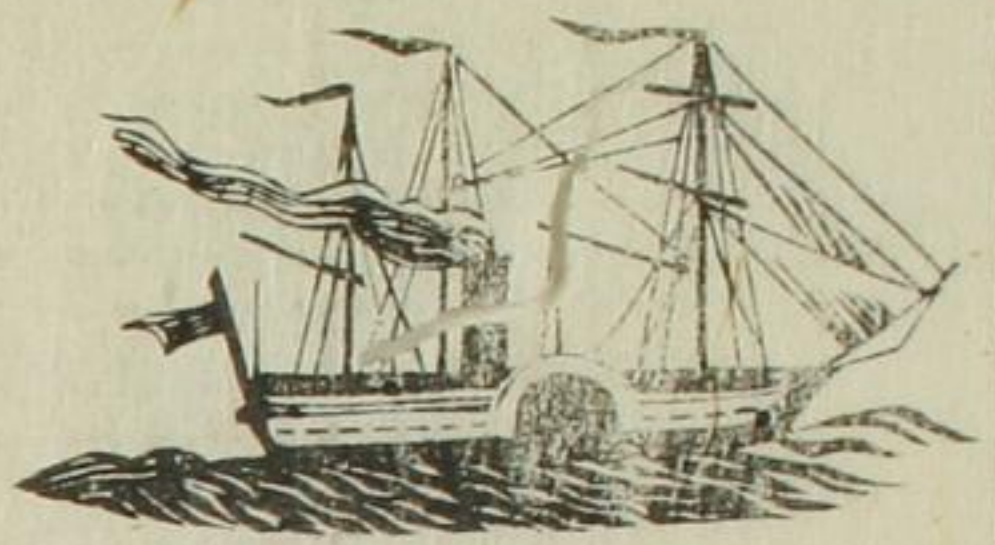
○  
八月十二日 澳地利オーストリア「オーステンレイキ」とも云の公使と我グ外務省の  
官員と應接あり 弥通信條約を結ぶべき事定まりし日  
澳國より種々華嚴なる土産物を 朝廷へ献せし由横濱  
新聞に見えしなり

### ○亞墨利加鐵道の事

八月十六日出板「ロンドン」新聞  
に出づ

合衆國の西岸「サンフランシスコ」より「ニューヨーク」に至るま  
ての遠き直径日本里法千三百余里、此間の鐵道、処々屈曲無  
きこと能くば就中落機山ロッキ其路は横たせれる部分を「ウタ」コ  
ロラド等の諸州よりて鐵道あまの山谷を過ぎて東に達  
せり依て其經營の辛苦を想ひ見るべし此山中は「セルマン」  
といふ地あり「ミシシッピ」川を距るること二百六十余里の処にて  
最高き地なれども少の町家あり旅館、新聞局も有り此処  
に掛りたる鐵道の高さ海面より高きこと八百二十六丈二  
尺あり然れども平地に連る傾斜は日本一里に付十八丈に  
過ぎぐ稍隔ちたる処にてハ六丈の傾斜あり





蒸氣船脚船

シテイ、オフ、エド

船号

毎日第八字 江戸つき地ホテルへ出帆

直松横濱へ直進

ヒル後 才二字三十分 横濱イギリス波戸場

より出帆即日江戸へ到着

右當日より日よ帆位より何年経る後所用は  
仰付の船乗費上より

日本は右船一人前 金を支

荷物の大小軽重に應じ下車し便所中法

己九月七日 横濱百七十九番 才イト兄弟敬啓

中外新聞第三十三號

明治二年己巳九月廿八日

東京出版

主上昨廿七日集議院に 行幸ありて議員の評論を聞かせ  
玉ひ官吏及び議員に酒を賜ふ

○静岡藩への出達

静岡藩知事徳川家達

徳川慶喜依別紙之通に 仰付の条此旨可相達事

九月

太政官

別紙



徳川慶喜

先般謹慎に 仰付置け処深き

敷慮を以て 免の事

己巳九月

太政官

○鶴田藩

元石州廣田今  
改て鶴田と稱す

への旨達

鶴田藩知事松平武聰

其藩元管轄地石見國那賀郡其外大森縣管轄に 仰付い  
付てハ本禄の内及減少居い処今般旨詮議に趣有之不足  
高二万四千八百石石武升所藏米を以て為藩禄下賜の事  
但美作國久米北條兩郡其外共高三万六千八百八十九石

七升七合地所に依り是までの通可為支配事

己巳九月

太政官

○右の如き 恩典の行われしハ士民一同の嘆願殊に鶴  
田の重臣伊東某粉骨尽力し願意を達するに至りし  
由友人の語りて任せて記す

○火山鳴動の事

今年ハ信州淺間山の烟常より多く且時々山鳴の音も  
漸ゆる由りて山麓に住む者追々遠方へ立ち退く由を聞け  
り何根火山といふものハ何時俄に破裂すまじきも非ず  
大抵何國の火山も年限の定まり有て或ハ廿年三十年或ハ



百年数百年の間は一度烈しく焚ゆるを常とす故に其焚えよづる前徴ある時ハ近村の者ハ豫め其地を立退きて害を避くるをよしとん乍併火山の焚ゆるときハ其近村は多少の損耗ありと雖も廣く世上を通觀すれば却て生民の助けとあること少くらず其故を若し火山の焚ゆべき年限はあらずして焚えざれば地中ハ汚物たまりて大地震又ハ津浪などを發し其禍の及ぶ所十里外里ハ止まるべしハ恰も瘡毒の内攻しく難治の病ハ変ずるが如しといへり

○第十一号前島飯塚二子建白書の評

十一号飯塚祥平とあるハ修平の誤写あり

或人評曰此論最も佳あり 皇國の學者とかくその目を著けまじりて去らざらば漢学の我 邦に流布せしむる一朝一夕の事ハ非ざ今悉く漢字を廢絶せんとあらざ言えまじも畏々れども 至尊の御諱 廟陵の称号百官國郡の名を始とす皆これに改めざることを得ざ故に今一層行ひ易きの方を試す云々此建白書の第四ヶ条の如く國字のを用ひし書も多く著し家毎に頒ち給ふ村翁野姫サノカノノノと雖もいろは四十七字を讀み得んことハ難き業もあるまじけれ六七歳より十歳までの幼童ハ其家ハよて之を讀聞かせ十歳の頃ハ國字のよて書きしる本を讀ますと松



子教育一十歳の後、小学に入ると反復教習せしめ、教授も自  
ら其順序を得て行ひ易らるべし。切漢字の数を六七萬と  
あまて夥きことなれども、千字文、孝經、論語、毛詩、尚書、春秋等  
部数を限りて讀まするは、四五千字あるて、要用の文字も  
あらず、其内にも日用に切ある字の數ハ尚更僅少の事な  
らば、漢學専門とある人の外ハ凡二千字、三千字も諳記すれ  
ば、差支も無らるべし。仍る彼國の字書を拘らば、此方にて平日  
用ふる漢字の區域を立て、新し字書を撰び、民間に弘め、若  
し學問甚だ入り易き物とありて、少年の日を徒らに費すの  
患無らるべし云々

○第廿一号の正誤

三丁ノオモテ七行 此策略ふるんとを 衢に於ても 八の誤

同ウラ二行 其國造 其縣主 其ハ二字共其某の誤

同四行 左あくしや 左ハの誤

四丁ノウラ四行 稚ハ 稚の誤 五行 己ハ己の誤

同八行 志貴縣主ト玉へる 志貴縣主ト玉へる 二字行

脱文 此摠任國造百四十四國

○鹿兒島藩賞典を辞ける上表の寫

臣久光臣忠義頓首謹白前日 宣旨を蒙り積年勤  
王出兵奏捷の勲功に依り臣久光を以て權大納言に任し從



二位に叙し臣忠義參議に任し從三位に叙し高拾万石永  
世下賜者家臣西郷某亦数人亦各勲効軍功を被録、序高及以  
御金を賜ふ有差 皇恩隆渥臣久光臣忠義感戴罔極惶伏  
無地恭惟、將家竊權七百年の久き一朝反正實に  
陛下の 神威と 列聖在天の 靈と之由り加之兵興  
以來 天戈の所指風靡せざる無く僅に周歲の外率土恭順  
是皆天意豈人力の致す所ありんや臣父子其れ敢て 天功  
を貪り以て顯寵を辱くすべけんや况や不次の重賞万々非所  
敢當謹て 宣旨位記を封し 闕下に奉還す其西郷某  
お情亦臣父子に同じ因て併せて其賞典を封還す夫れ

王家の爲に微力を致す臣子の分所當爲、賞を微め恩を叨り  
する臣等雖汚下義不敢爲、但 天威を褻瀆す實に不堪  
悚懼莫くとも 聖明臣等の衷情を照臨し賜へ臣久光  
臣忠義昧死以聞

己巳六月廿五日

七月十七日序張紙左の如し

辞表し趣元被 思召はる共功勞  
獻感く餘被賞賜を自返上る倣ハ不被及  
御沙汰候事

○再願書并に再 御沙汰書を文長々れども次号に出



○外國新聞

丁抹王の世子キリスチヤン、フレデリキスウェーデンと瑞丁スウェーデン及諾威王ノルウェーの女  
 口弁セと婚姻相整ひ、世子も今の丁抹王キリスチヤン第  
 九世の長子、母も「ヘスセン侯の女」一千八百四十三年六月  
 三日に生れ、今年廿七才、妃ハ今の瑞丁王「キリス」第十五世  
 の女、母も和蘭王の従妹イトコ、只此一女あるのみ、一千八百  
 五十一年八月三十一日に生れ、今年十九歳、頗る美人の聞  
 えあり

官板 集議院日誌

九月ヨリ追々出来

中外新聞第三十四号

明治二年己巳十月十日

東京出板

三十三号の續き

鹿兒島藩の再願書

一此度従三位従四位共奉蒙 御賞典官位并御高拜領藩士  
 にも御高御金頂戴等々 仰出の付奉願趣所座に不被  
 及 御沙汰段々 仰渡の付て先代薩摩守の遺志を  
 継ぎ是迄聊藩屏の任を尽し儀不て四方平定罷成の全  
 言上仕の通 聖運の全然処不を得む寸功迎も多事勿  
 論みて 廟堂御決議の上を 仰出の強て奉願の恐多



儀より得共方今幕府の弊政を為受継海外へを為對莫大の  
清國債有之加之一昨年來兵馬の費用不一方會計の目的も  
を為立兼多勿躰も 宸憂の餘り 御身邊の御用途制限  
を為在り折柄意外の重賞幾心蒙 嚴命いても臣子の至情  
より於て安堵難仕勿論治國安民の本ハ會計の立不立より  
小議ハ申述も多々存り問下總も御用途万分の一より相  
備速り會計の大基礎を為立下民 皇澤より露ひ維新の御美  
政相擧を為安 獻慮の極を願の外他念無御座り其他より  
至り父子共年来の素志相達始て安堵可仕奉存り聞背命の  
罪如何より不き堪恐縮より得共不得止の仕合より遮て可き

願旨細く申含越り付何卒前条の至情 御洞察を成下り高  
官位返上 所許允せ 仰付度藩士の分も同様の志願より  
座り依之 宣旨位記其外都て相添此段再々奉願より以上

七月廿二日

鹿兒島藩  
公用人姓名

辨官  
御役所

賞典ハ深重の 鹿兒島藩知事島津忠義  
獻旨を以て云 仰出り事より付願の趣不



及 沔沙汰段先達て沔達相成小处猶又再三懇願の旨趣  
全く至誠の所致神妙の至也 思召小就ても即今諸道不登  
庶民凍餒の勢にて救荒目下の沔急務小处沔用途必至沔  
差廻の折柄旁以沔沔不本意當年限り賞秩半方返納也  
聞召救荒小可也為充行旨也 仰出小事

但し叙位返上も不及 沔沙汰小事

八月

太政官

從二位上京の上 沔沙汰可也為在旨先達て也 仰出小得  
共今般別段沔詮議の筋有之別紙の通也 仰出小事

八月

御張紙の寫

至情難黙止再願の趣素より可也 聞食筋もも之小得共  
從二位參着の上何分の 沔沙汰可有之小事

右八月二日沔張紙

○東京雜詞又十首 内録五

枕山老人

天子遷都布麗華、東京兒女美如花、須知鴨水輸鴨渡、多少簪紳  
不顧家

大院治瘡幾百兵、何唯帛肉荷恩榮、紅裙更勝黃金印、卧榻人々  
擁愛卿

當筵奏技被恩優、名士名姬譽望侔、歌舞中間陳翰墨、太平將相



太風流

紛々上疏各圖功興學建官論太公黃口市童皆賈誼白頭村叟  
半文翁

功成誰指五湖東彼美扁舟也可同今日輕鈔勝重宝千金一束  
入懷中

○太政官所布告の寫四通

大官縣自今浦和縣と改稱の事

九月

○

金札の儀大札の分僻遠の地においても融通は差支下民難

波の趣相聞の間今般民部省通商司は扱ひて貳分壹分二朱  
一朱等小札至急製造追々引替相成ひ尤引替ひ大札ハ断截  
の條兼て為心得相違置の事

但し引替の期限も追て民部省より相違の事

九月

○

東京中非人乞丐共此度本府において支々取調廢疾老幼の  
外壯健の才の舊里へ引渡ひし付藩縣にて請取ひしへを以  
後再度管轄外へ不立出於此度処置可致の事

九月



○ 官制更改正して官禄規則を定むるに於て今般法詮議の趣有之  
當十月より官位相當表の通官禄を立下り間此版相違し  
事

但し十月分を追て取足す 仰付の事

十月

○ 第十九号より出づる蝦夷地産物考略の續き  
羊ヤギ 羊野羊の類をばて食草獸を之を養ふは費えをく  
して益多しものを得るは其糞即ち其土を肥し耕作の助  
とありしと少くは不毛の地を開くを必ず飼ふべき

カリー

馬鈴薯ジャガイモ  
ゴシヨイモ

砂地にもよく生産は外國人日用品として交易の  
料として世人の知るが如し別は菊芋といふもの有り  
如何程の瘦地といへども速に繁茂す味も馬鈴薯より劣れ  
りと雖も凶荒を救ふに足れり且豚羊を飼ふに最  
良なり

魚肝油

英名「コッドリバー」オイル 蘭名「レールタラー」世  
に普く知られざる薬劑なり 鱈大口魚の肝より取る寒國  
にて製すれど腐敗の患をく夥く製し出して利を得べし  
是れ廢物を化して有用切近の藥品とするの一方なり



テレピンティナ 并其油 北地を「テレピンティナ」を出す  
 き樅モミの樹より又落葉松フジマツ多し採りて産物とまべしとく  
 醫藥に供すづき上品を得ずとも火術及びフルニス等  
 用るるを充分の品を出すべし

○

英佛讀書通矣英古 每日午前但ニ七休日 并作文替古 五十

每日午後講義	西洋政事書	一六	
	歴史	三八	福地源一郎
	商法	四九	

十月十五日より

誓古場浅草新堀端林香橋ゴシヤン嚴念寺中にて相始め

中外新聞第三十五號

明治二年己巳十月十九日

東京出版

○大政復古有功の賞典を行はせし事

五千石	三條殿
五千石	岩倉殿
千五百石	中山殿
同	中御門殿
千石	正親町三條殿
同	東又世殿



八百石

從一位

正二位

同

同

同

正三位

千八百石

同

千石

同

同

五百石

四百石

同

同

金千兩

金五百兩

澤 殿

尾州老公

土州老公

因州公

淺野公

越前老公

西郷吉之助

木戸準一郎

大久保市藏

小松帶刀

後藤象次郎

岩下佐次右衛門

成瀬隼人正

田宮如雲

中根聖江

福岡藤次

辻 將曹

田中五位

神山四位

右傳聞子任々記寸故子次第不同有り尚脱漏あり



べし

○カラフトよりの書翰の寫

六月廿四日午後二字魯艦一隻ハツコトマリ久春古丹近傍へ来り其地我國詰合役人の応接を待たば種々暴行の如し追々上陸即日より家作取建已に此頃ハ大小十軒餘及べり其より三四里四方程の地を所々へ小屋掛の如し

右人員

- トウブツ 三百人
- 千ベシヤニ 二十人
- ハツコドマリ 百七八十人
- ホロアントマリ 二十人
- 千ナイボ 二三十人
- 久春内 三百人

此外シントコロモウシツカ川等迄も来り由りれとも人  
數詳をらば云

○貧民救方の議

比年諸物價騰貴仕ゆに付ては近日東京近郷村落の景況を見聞仕ゆ処何れの村方にては夜間に至り諸作物を盗られ  
以事夥く其甚きに至りゆては黨を結び富家へ押込金錢衣  
物貯穀等を掠奪いしやく殺害に逢ひ以者も少くは右



三十三  
三  
様悪黨ども有之ゆを必竟諸物高價の致す所より中子ハ  
日間の操作雇錢等よてを仰俛の養を遂る事能はば不届と  
す乍中止むを得ば此の如きの所業も及ば族も有之づくを  
存ゆ是を以て推考仕ゆ得む餘國も同様の義と存存ゆ今速  
に濟処置不爲在ゆても結局騷擾は立至り可申存存ゆ方  
今御一新四海一家の秋は當りゆても大坂へ輻輳仕ゆ海内  
の米穀を以て一旦官の管轄は歸せしめ然る後適宜中等  
の時價を爲す立其上より行商へ濟渡しよ成ゆへむ行商  
も格外の利を射る事可もば彼が爲す壟斷を私せらる患  
相止み可申ゆ將亦官よては四五十分一を税せられ是を

積せられゆ得む莫大の贏餘より且普天下人民より不知  
不識の間は成立し事よ付此を以て鰥寡孤獨を爲救ゆ  
格仕度存存ゆ凡て諸物高價の原ハ米價の騰貴は關係仕ゆ  
事よ付米價さへ下落仕ゆへども餘品ハ此は準し減價仕ゆ事  
と存存ゆ尤一分を是迄の貨幣粗悪の致す所は依り可申ゆ  
得共右の所を新貨幣濟鑄造近きよ可有之の間夫迄の処強  
て濟施行有之ゆ格も存存ゆ右様を成ゆ得む蒼生の天恩は  
浴すことと彼の鉅橋鹿臺の賜を受るより深く感佩可仕ゆ  
何分も斯民倒懸の苦を爲爲救ゆ事件は付速に評議を  
爲在ゆ格仕存存存存存存誠恐誠恐頓首百拜



月 日

和歌山藩 三毛梯次郎

○已巳九月民部省所布告新定税則

一種紙本部一枚に付	税金永百文
一生糸	九貫目ニ付 税金四両
一真綿	同 税金一両
一熨斗糸	同 税金三分
一皮むき 生皮草	同 税金一分二朱
一屑糸	同 税金二朱
一出売蛹	同 税金二分
一山繭種	一斤に付 税金二分

○所布告の寫

西洋形風帆船蒸氣船自今百姓町人子至るやぐ所持差許  
 小間製造又を買入等いゝゝをものを管轄府藩縣の添書を  
 以て東京外務省に可成出事

十月

○

来る廿四日

中宮御事東京へ 着御相成の旨所布告あり

○太政官所布告の寫

今般新銅錢所鑄造にお成の共差向北海道開拓融通の為



め在来の當百錢清鑄造増減以外餘為心得古造外事

十月

○正誤

第三十四号三丁メの初なる八月二日の清張紙ハ二丁メの表第八行へ入るべきを前後錯置せり

○

英學入門

石川長次郎著

一冊

堡塞新論二編

同

二冊 出来

中外新聞第三十六號

明治二己巳年十一月八日

東京出版

去ル朔日 宮中ニ於て子安大譯官等傳信機テレグラフの仕掛を 觀覽ニ備へ奉る一由

○外國新聞

英國使臣アールコック上海ニ來着せり右を天津條約ニ改正すべし廉何を以て改めて調印する一且萬州ワンチウ并ウフ揚子江ヤンチウの地の二港を開くんが為かりと云ふ  
南京より去月三日土人天主堂を燒拂ひより堂中ニ住居せ



一 耶蘇教師并に家族共辛き命を助りて逃れ出し由

○岡松大助教手記の寫

去歲戊辰七月余れ小笠原大監に役ひ長崎より海に航して  
急に東京に役す溝口執政も余輩と同く武庫にて附載せん  
として先より長崎にあり船を待つの際執政一日大監と共に  
西客布兒フルベッキを訪もんとして余を誘へり布兒時は海上の梵  
刹に寓せり執政は先は屢布兒と相見さる事ありし由にて  
彼れ甚歎洽せり余は始めて接見するゆへ迎も學術などの  
事は及ぶやうと思はるる彼頗る虚懐にして詮稍熟し  
れを余不圖布兒は言はるる僕も兼て究理の學に就て君は實

さんと思へるごとく數條有り先其一を挙げば彼は見ゆる海  
水かり海水を晝夜必兩度の潮汐を為す然るる西洋潮汐の  
論實理は合せん如何彼れ即ち椅子より下て壁に懸し小球  
は地形を畫する者を取て余は指教へらるる海水此は在て  
起漲すれば彼は在ても必ず涸るるなり余曰く是實は然り  
假令球の左右は在て海水涸るる時を球の上下は必起漲  
すへし然るる西説にて上下同時は起漲するると能はざん  
如何彼又卓上なる長圓形の磁器は巻烟草を盛らるるそのを  
取て海水一方は起漲すれば勢必反て彼一方に至る故に球  
の上下共は潮汐を成すとして磁器を左右は傾け其勢を為し



て余は示せり余曰く海水彈却の力は由り激して彼一方は  
至ること左も何るべし然ども此未だ疑を解くは足らば  
如何とされど海水地球の上面は起漲するときは背面の地  
も同時は起漲すべし豈海水大地球を環て往来するの間何  
らんや若し然らば朝暮二潮は遅速有るべし因て卓上の硝  
鐘一箇を取り之をつらねて謂ゆるを潮汐の朔望を以て至  
高と云ふ且朔望の潮を其最高點いつも相同し今朝は就て論  
せんは日月地此硝鐘の如く一直線は在り日月の力海水を  
引き卯正刻は在て起漲し一丈の高さを成すも其背面は踵  
相向ふの地を恰も酉正刻は在ても海水亦起漲

して一丈の高を成すべし此朝暮一潮の生ずる所以なり然  
るは日月の力海水を引て一丈の高を成すは左も何るべし  
背面の地を何の力を以て同く一丈の高を成や又望は就て言  
む日月地を夾む各一方は在りごとく日の力を十萬斤と  
月の力を五萬斤とせんは日其力を以て海水を引て起漲し  
一丈の高を成んとする時月亦其力を以て相向て牽引す故  
小日の力十萬斤は幾何を減げし月其力を以て海水を引  
て五尺の高を成んとするは是亦日の力は遮られて幾何を  
減すべし故に日下の潮は一丈を成すを得ば月下は五尺  
を成すを得ざるの理なり然るは一丈の起漲を成すの地を



何よりを必以一丈を成すと一朔望に在ても差異なく又朝  
暮に在ても差異なく一此れ僕が西説に於て久く疑を懐く所  
なりと云々を彼れ語塞がりて此を別子悉くき説明し  
有るべしといふ余が聞く所を皆西洋の舊説なり近世究理  
益々精しく其を潮汐の理も定めて明辨あるべし君よく調  
べ置きたまはらば重秘を其詳なるを聞かんと云バ彼曰く  
君願くも再来て談論せよ余辞して此度ハ藩命を奉り急ふ  
東京に赴く再来を得ば明春重て披雲すべしと云々を彼  
明春とて甚く待遠しとて微笑して止まぬ余又神經の事  
を論じしきを此を醫者の事なりといふ余曰く勿論医者の

して一丈の高を成すべし此朝暮一潮の生ずる所以なり然  
るも日月の力海水を引て一丈の高を成すハ左も何るべし  
背面の地も何の力を以て同く一丈の高を成や又望に就て言  
む日月地を夾み各一方に在りて日月の力を十萬斤と  
月の力を五萬斤とせんは日其力を以て海水を引て起漲し  
一丈の高を成んとする時月亦其力を以て相向て牽引す故  
小日の力十萬斤ハ幾何を減らへし月其力を以て海水を引  
て五尺の高を成んとするは是亦日の力に遮られて幾何を  
減すべし故に日下の潮は一丈を成すを得ば月下に五尺  
を成すを得ざるの理なり然るは一丈の起漲を成すの地を



何より必ば一丈を成すこと胡望に在ても差異なく又朝暮に在ても差異する。此れ僕が西説に於て久く疑を懐く所なりと云々まを彼れ語塞がりて此れを別々悉くを説明し有るべしと云々余が聞く所を皆西洋の舊説なり近世究理益々精々を朝改の理も定めて明辨あるべし君よく調べ置きたまはらば重編て其詳なるを聞かんと云々彼曰く君願くも再来て談論せよ余辞して此度ハ藩命を奉り急ふ東京に赴く再来を得ば明春重て披雲すべしと云々まを彼明春とて甚く待遠しとて微笑して止まぬ余又神經の事を論じたまはらば此を醫者の事なりといふ余曰く勿論医者の

事かれとて究理の學に在ても尤も緊要なれを論ぜざるを得ばとて其概畧を述べ彼も些少の論ありあれとも未だ其要領を得ざる内長話となり執政及び大監も唯黙して聽居るをゆへ草々を談を罷めて去ぬ本文尚長々を後巻に續刻すべし

○英吉利大字典を刻する布告

昔し蘭學の始めて行をくや世の字書なきを以て學者之を困苦せしむ和蘭字典出てより大に學者の勞を省き初進の助力となりけり今や英學漸く開け全國を挙て英書を講むるもの日は盛んなり而るは英學の字書を於てを却て和蘭字典の如く全備しとる者なく學者をして常に遺憾を懐く



しむるも是れ今日の缺典よりあらば然れども全備しむる  
字書を編成するときは翻譯校合より板行に至るまでその  
事甚し煩し其費をあたふ夥しく一個の大業なるを以て更  
よ之を企つる者多し今吾社中大に奮發して其勞費を厭ハ  
ば此書を成し英吉利大字典と名け板行して以て學者の補  
益と力さんとす之を坐右に備へ披閱し便するらんが為  
に精巧ある細字の活板を以て之を刷し体裁及び装本を和  
英語林集成の如く都て洋製し倣ひ全部一冊と多し其價ハ  
今より定むべからばと雖も金十餘兩の外に出でざるべし  
凡そ活板ハ定頁若干部を刷き直す之を頒興するを以

て世の學者之を求めんと欲する者も預め入用部教并本  
人の姓名を識して社中へ投ぜらる可し然らざれば此書を  
求るを得ば全部發兌明年十月を期す因て此事を書して學  
者よ布告する事然り明治二年己巳十月北門社長山東一郎  
謹て白す

○外國新聞の譯

オ、ストリヤ帝ハ此頃「エス」海峡見物の留守中其領地な  
るタルマチヤ部は一揆起りしうむ俄に帰國し兵を出して  
之を鎮撫せしむ右と同時土耳其のアルバニヤ州等も  
一揆起りし由なき



支那の使臣「ホルリンハム」<sup>デスマルク</sup>丁抹諾耳<sup>スエーデン</sup>回及び瑞丁<sup>スエーデン</sup>の都府を周  
歴し不日<sup>スエーデン</sup>和蘭<sup>スエーデン</sup>に到る<sup>スエーデン</sup>由

是迄ハ支那の商人西洋に往きて通商する<sup>スエーデン</sup>も稀ありし  
が去<sup>スエーデン</sup>九月十八日「ロウレンセロット」と名くる船にて茶葉を駈  
く積込<sup>スエーデン</sup>福州を出帆し十月十五日倫敦のゼームス河<sup>スエーデン</sup>に  
着せり

世界に珍しき短人名を「トムソレ」と云ふ此者近日横濱に來  
る<sup>スエーデン</sup>身<sup>スエーデン</sup>の長僅に三尺に足らば然る<sup>スエーデン</sup>を敏捷<sup>スエーデン</sup>し<sup>スエーデン</sup>て學藝  
に通ぜり<sup>スエーデン</sup>と云ふ

中外新聞第三十七號

明治二年己巳十一月廿日

東京出版

○三十五号の正誤

生糸并に蠶卵紙其外新定税則を抄寫し三十五号に出版せ  
り然るに右御布告書ハ相違の廉有之<sup>スエーデン</sup>取用無之事<sup>スエーデン</sup>に相成  
小間其趣書載せ小極急速新聞紙板元へ申付有之<sup>スエーデン</sup>度々の趣  
民部省より其筋へ沖掛合有之<sup>スエーデン</sup>付ても三十五号中税則の  
儀ハ後證に不<sup>スエーデン</sup>成<sup>スエーデン</sup>小間四方の看官其<sup>スエーデン</sup>取用無<sup>スエーデン</sup>知<sup>スエーデン</sup>可<sup>スエーデン</sup>下<sup>スエーデン</sup>小

○醫道の事<sup>スエーデン</sup>に付建白書の寫



謹て奉獻言ひ凡天地の間人有れむ則ち病有り病有り則ち之を治むるの方法なきを得ざるを自然の道理は神代カムミムスビノの古へ神皇産靈尊、医薬の道を創め給ひ坐オホナムヂノの故に神代スクナヒコナリの古へ神蒼生の疾苦を救はん為此道大己貴命オホナムヂノ少彦名命スクナヒコナリの二神を定め給ふ其より以来中古に至るまで数千歳の間純粹オホナムヂノを行なれ来りし儀は神座に然る人皇三十代 欽明天皇の御宇百濟國より醫書を献し醫人を貢し其後相次て医人の渡来在留いし薬術を施し是迄本邦に漢醫道有之始めは神座に此時より新を好む奇を喜ぶの徒相擧つて是を採用致しより本邦固有の醫道を漸々衰微し及びし其後

五十代 平城天皇深く此為歎時の醫官に命じて古來の醫藥方法を集録せしめり於是此道頗る回復致し名工哲匠輩出其著書少くは得共外を貴び内を卑む人情推移り仍て此道は從事致しし者少く許多の年代を経過し其間又遂に廢絶同様相成り然る處文化文政の度より此道の復古志しし者東西に相繼て起り各自に學術を精究し其得る所を以て書を著し大に盡力致ししと雖も千有餘年廢絶の醫道はいへば容易に擴行し難く同志の輩深く歎息し以不肖ながら私共多年此道志し刻苦勉勵日々月々考試研究仕し其方法正大確實し規矩準繩悉く備足致し



今日實事を施して毫末も差を以海外医道と並び立て聊り  
 耻づ可らばと存存い其海外の醫道とつくとて皆 二神の  
 遺教を依らざるも無之い漢醫道の儀を千有餘年歴然傳來  
 り熟く 皇國の風土に適し其効驗普く衆の知る所は法座  
 以方今 大政復古諸道皆復興の時時節 皇學を以て基本  
 と為し漢洋を以て輔翼と為し大學校皆興立を為在い付  
 て右皆規則に準し 皇漢醫道合併の學局を為立度法  
 儀と存存い叔此の如く申上いてを自己の名利を拘りい  
 裁るも相當り恐懼の至りな法座に得ども即今 御採用を  
 之いてを折角と邦医道は志を立い徒も自然勉力相馳に成

功を遂げ難く且つ當時の人情もてを其志を継ぐべき後進  
 も有之間敷終りを明々とする 神真の古医道人と共々亡び  
 以後再興の期有るべし永く廢絶に及ぶ可く漢医道も  
 今日皆興立規則一定無之いとを庸医妄り人命を害ひ  
 遂に滅絶に立至り可申い殊に天下人命は關係致しい医道  
 古来本邦を為之事は相聞之外國へ對せられりて乍恐  
 御國辱の筋も相當りいもん欤と深くを怨歎い付恐懼  
 を顧り井蛙の見を述てを煩 高聽い仰き願をくハ螻蟻の  
 微意 沛仁惠を為垂い極不堪懇願之至い誠恐誠惶頓  
 首謹言



明治二年己巳九月

権田直助

井上頼國

松田木生

○

大村兵部大輔も學漢洋に涉り頗る能臣の稱ありしが惜い  
うふ三ヶ月前不慮の禍にて脚に深手を負ひ百方治療を行  
ひ蘭医ボードインの截断より脚の疵も愈えしりども衰  
弱甚しく終り今月初旬黄泉の客となれるよし

東京医学校の教師ウヰリス近日東京を出帆し薩州に趣く

べー代りて病臨に來るべき医師のまじり定まらば

○唐國新聞

此度英國使臣「ルーガルホルト、アールマク」の本國より來り  
し事、餘の儀はあらば頻年支那港々の役人私慾を逞くし外  
國人に對し不正の事多く加之北京に於て恭親王の供方の  
者と英國「ミニストル」と途中にて行き逢ひし唐國人無法  
に英人を打擲せし事あり依て是等の事を糾さんか為る來  
りたるあり結局此度も唐國より多額の償金を出し且これま  
で交易場と定まらば十港の外は更ら二三の港を開きて以  
て罪を謝するありべし



○外國雜報

佛朗西帝「ナポレオン」持病又々強く起りて危篤ありしより

五月の新聞に見えしが此節既ニ快氣の由

西班牙にてハ王位いまゞ定まらば以大利部内の「ゼヌア」公

を迎へて王とせんとの評議ありしが最初ハ衆議一決「難

く中」ハ佛朗西の「モンペンシー」公を立てんと云ふものも

有りしに漸く十分の九まで「ゼヌア」公の方子決せりと西

班牙の信報に見えしを

英國の商船「グレンクレス」六月六日柴棍より米一万五千五

百俵余を積込横濱をさへ来るの途中、臺灣島の此方

にて難風子逢ひ海上に漂蕩をること数日、遂に北緯北一度

十七分、東經百廿度十五分の処にて船全く損ぜしむる小舟

子乗り移り幸ひに北日耳曼の船「号」ホンコンと号する者

香港より日本子来る海路にてこれを見掛け人を救ひて

横濱に伴ひ来りしよし、かゝる倉皇の間にて天度の測量

を怠らざるハ平日の習熟に因るものなりん

○亞墨利加人「メランコリー」を治むる薬方

「メランコリー」とハ顔色蒼黄、氣鬱むる症を云

「メランコリー」ハハ 白砂糖 一匕 燒酒 一匕

「メランコリー」ハハ 燒酒 一匕 右毎日服用

水 多々の定あり

「メランコリー」ハハ

「メランコリー」ハハ

「メランコリー」ハハ



○新式打方蒸氣船 名シチイ、オス、エド

此度右ノ船出来仕東京通ハ毎日朝四ツ時出帆  
荷物運送も付々万々町目込舟場より出帆の  
下

横濱ニ船主敬白

月日 日本人ヨキ人前 金百疋



中外新聞第二十八號

明治二年己巳十二月七日

東京出版

○唐國の曆并十二月晦日日食の事

此頃唐國同治九年庚午ノ曆を得たり其正月元日我が今年  
の十二月三十日ニアリ其餘ハ少しの差アリ依リ古  
之を略記して好事の者の参考ニ供ス

皇國明治三年	大	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
九三百八十三日	小	正	辰	四	酉	六	申	八	未	十	卯	十二
		辰	四	酉	六	申	八	未	十	卯	十二	戌



唐土同治九年 大 正竹二町三竹五町七五 十癸十一辰  
九三百八十 小 四町六輛八札 九甲閏十癸十二戌

今年十二月晦日即ち西曆正月三十一日の夜日食あり日本  
及び西洋諸國より見え只サレドウ井ス島以南の海上より  
見ゆるのこ此日蝕の事中外通曆に洩せしむる故ロンドン板  
航海曆に扱てこゝに記す

○ 皇国明治三年  
官板 中外通曆

西洋一千八百七十年

一枚摺出未

○ 御賞典の事

去る朔日 御太政清維新以來の功臣に 清恩賞

仰出沁

御釵一口 徳大寺大納言

同 副島参議

御太刀料 金三百兩 万里小路宮内卿

同 大隈民部大輔

同 寺島外務大輔

同 伊藤大藏少輔

同 井上民部大丞



同

大木大参府事

同

青山權大参府事

直垂料 金二百兩

佐々木刑部大輔

同

福羽神祇少副

同

松田京都大参事

同

野村長崎縣知事

御衣一領

三條西侍從

○横濱新聞の抄譯

日本よりサンドウ井島に趣くべき使臣上田氏三輪氏等  
シフランシスコに到着せり

日本の一貴族サダハス侯佐土原亦サンフランシスコより  
此頃ニウヨルクに旅行せり款可考

シエス海峡を追々船舶の通行盛んとして開發以來大船の  
航行せしむの既二百二十餘艘に及べりといふ

去月下旬北番の家にてヘンリーフリーといふ外國人不意  
に殺害せらるるに三日前其罪人捕ら相成り糾問  
最中なり

亞墨利加洲キニホ嶋ハ今以て平定に至らば此頃キニホの抄掠  
船船号リソヤ北亞墨利加フロリダの港に入津し石炭を  
買入れ出帆せし処石炭を積むる小船を英國の軍船スタル



リレは奪をれ遂にスタルリレの船持の計策をてリリヤン  
船は火を放ち全くこれを焼き沈めり

病院在留の英國医師<sup>ウヰリス</sup>偉理士氏過日薩州へ往きしより其  
代りは亞國醫師<sup>シモンズ</sup>西孟士氏近日病院に來るべきより未年を  
日耳曼國より名匠数人を迎へらるべき由

此冬も近來數年と相比較するふ寒威殊の外嚴しく氷の厚  
き事常に倍せり玉川辺に村居する一友人朝々寒暖計を  
試るに廿四五度まで下れりとも度々して最も寒く覺  
えし夜も廿一度に至りしと云ふ

天長節 御酒於議員恭賦謝恩

神戸 福井 道 鹿川

誕 聖佳辰朝野歡集賢賜宴舞鶴鸞蘭樽不讓金莖露沃出  
微臣一片丹

同上

長尾 增田 貢 岳陽

維新 聖節靄祥雲恩洽言官御酒薰不用特呈金鑑錄終天  
一姓コ東君

同上

土浦 關 思 敬 雪江

又是天長誕 聖辰鴻恩何幸及微臣議廳須比集賢殿拜賜  
盈觴甘露醇



己巳九月廿七日

上幸於集議院恭賦以紀盛事

長尾 增田貢

鳳輿朝下慶雲間、議院生輝鷓鷯班、榮比登瀛唐學士、隔簾彷彿拜天顏

議臣三百盡愚衷、聖主親臨廣四聰、踧踖登壇讀羣策、琅聲徹玉簾中

新政崇文闡化源、天威咫尺獻芻言、黃封開賜流霞酒、傾瀉丹心答聖恩

同上

神戶 福井道

議院移鑿問治平、葑菲採摘仰昌明、絕勝漢武嵩山幸、徒聽空中萬歲聲

御林近接議壇平、讀策聲清黠纒傾、想見天高聽卑處、一羣白鶴九皋鳴

天家賜酒若泉流、欽戴聖明恩遇優、三百臣僚齊獻策、一時拜得醉鄉侯

同上

土浦 關思敬

去天尺五仰恩光、座接分曹十二行、金磬傳呼秋院曙、珠簾漏泄御衣香、卑聽公議容忠士、直表愚衷獻聖王、却憶軒轅親問道、崆峒臨幸見賢良



東京詞原三十

大沼厚 枕山

凍史朝、奉至尊、經筵此外事頻繁、欲知明主重儒教、侍讀傳  
宣是大藩、

二八妍姿尚玉童、紫袍束帶跨花驄、女郎不省藩知事、只道三  
生在五公、  
カリンノオトミ



此度東京本町四丁目上州屋敷七所打之見世家作  
儀文刻、口下之於五書林海世古好、  
山所用向新所、  
諸家様、  
お傷入念、

巳十一月

中

中外堂 紀伊國屋源兵衛



